

環境対応車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成15年5月16日制定
平成16年3月26日改正
平成17年5月17日改正
平成18年3月23日改正
平成19年3月26日改正
平成22年7月15日改正
平成24年7月17日改正
平成25年3月28日改正
平成26年5月12日改正
平成27年5月29日改正
平成28年3月25日改正
令和3年3月25日改正
令和4年3月25日改正
令和5年5月29日改正

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定め、もって環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。
- (2) 「事業者」とは、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）の会員であって、環境対応車を「買取り」又は「リース」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を満たすものをいう。
 - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること
 - イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること
- (4) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
- (5) 「事業完了日」とは、新車新規登録の日付をいう。

(助成の対象事業者)

第3条 協会は、前条(2)及び(3)に定める事業者又はリース事業者（以下「助成対象事業者」という。）から環境対応車の導入に対する助成金交付申請があった場合、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 協会は、前項の申請に対して、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱に定める助成の対象に適合するものに対し、この要綱に基づき助成する。

(助成額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別に示すとおりとする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期間に車両の登録を行い、事業を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。ただし、使用過程にあるディーゼル車からの改造にあつてはその限りではない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、別に定める交付申請書に見積書を添付して、別に定める期日までに協会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会は、前条の申請が適正であり、かつ全ト協が助成対象と認めたときは、別に定める交付決定通知書により助成対象事業者に対し通知する。

2 協会は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成対象事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、別に定める実績報告書を別に定める期日までに協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の環境対応車導入実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両が買取りによる導入の場合には事業者に対して、リースによる導入の場合には事業者の契約先のリース事業者に対し、それぞれ助成金を交付する。なお、リースによる導入の場合、リース事業者は交付された助成金を事業者に対して確実に還元すること。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、別に定める交付申請変更届出書

を協会に提出しなければならない。

- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに、別に定める交付申請取下届出書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

- 2 助成対象事業者もしくは助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は、当該車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 助成対象事業者が協会を脱会したとき。

- 3 前項の場合において、当該取り消し等に係る助成金が、既に助成対象事業者へ交付されているときは、協会は助成対象事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第11条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、買取りによる導入の場合は事業者に対し、リースによる導入の場合は事業者の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- 2 前項により返還を命じられた助成対象事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第13条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

- 第1条 この要綱は平成15年4月1日より適用する。
- 第2条 この要綱は平成16年4月1日より適用する。
- 第3条 この要綱は平成17年4月1日より適用する。
- 第4条 この要綱は平成18年4月1日より適用する。
- 第5条 この要綱は平成19年4月1日より適用する。
- 第6条 この要綱は平成22年4月1日より適用する。
- 第7条 この要綱は平成24年4月1日より適用する。
- 第8条 この要綱は平成25年4月1日より適用する。
- 第9条 この要綱は平成26年5月12日より適用する。
- 第10条 この要綱は平成27年5月29日より適用する。
- 第11条 この要綱は平成28年4月1日より適用する。
- 第12条 この要綱は令和3年4月1日より適用する。
- 第13条 この要綱は令和4年4月1日より適用する。
- 第14条 この要綱は令和5年5月29日より適用する。